

令和4年5月臨時会

河合町議会会議録

令和4年5月10日 開会

河合町議会

令和4年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（5月10日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長のあいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○日程の追加	7
○議長の辞職	8
○日程の追加	8
○議長の選挙	9
○日程の追加	12
○副議長の辞職	12
○日程の追加	13
○副議長の選挙	13
○日程の追加	15
○各常任委員会の委員の選任	16
○日程の追加	17
○議会運営委員会の委員の選任	17
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	18

○静香苑環境施設組合議会議員の選出	17
○付議事件の一括提案理由の説明	20
○議案第24号の質疑、討論、採決	23
○承認第5号の質疑、討論、採決	26
○承認第6号の質疑、討論、採決	39
○承認第7号の質疑、討論、採決	40
○承認第8号の質疑、討論、採決	42
○まほろば環境衛生組合議会議員の選出について	44
○閉会の宣告	45
○署名議員	46

河合町告示第21号

令和4年第1回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 4年 4月28日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和 4年 5月10日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第24号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度河合町一般会計補正予算)

承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度河合町一般会計補正予算)

承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町行政組織条例等の一部改正)

承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例の一部改正)

令和4年5月10日（火曜日）

（第1号）

令和4年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和4年5月10日（金）午前10時00分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第24号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度河合町一般会計補正予算) |
| 日程第 5 | 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度河合町一般会計補正予算) |
| 日程第 6 | 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町行政組織条例等の一部改正) |
| 日程第 7 | 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例の一部改正) |
| 日程第 8 | まほろば環境衛生組合議会議員の選出について |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程と同じ

- | | |
|--------|------------------------|
| 追加日程第1 | 議長辞職の件 |
| 追加日程第2 | 議長の選挙 |
| 追加日程第3 | 副議長の辞職の件 |
| 追加日程第4 | 副議長の選挙 |
| 追加日程第5 | 各常任委員会の委員の選任 |
| 追加日程第6 | 議会運営委員会の委員の選任 |
| 追加日程第7 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査について |
| 追加日程第8 | 静香苑環境施設組合議会議員の選出について |
| 追加日程第9 | ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任について |

出席議員（13名）

1番 森 光 祐 介	2番 常 盤 繁 範
3番 梅 野 美智代	4番 佐 藤 利 治
5番 中 山 義 英	6番 坂 本 博 道
7番 長谷川 伸 一	8番 杵 本 光 清
9番 大 西 孝 幸	10番 馬 場 千惠子
11番 岡 田 康 則	12番 西 村 潔
13番 谷 本 昌 弘	

欠席議員（なし）

出席説明員

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	清 原 正 泰	参 事	横 山 泰 典
企 画 部 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	環 境 部 長	石 田 英 毅
まちづくり 推 進 部 長	福 辻 照 弘	F M推 進 室 長	中 島 照 仁
教 育 委 員 会 参 事	山 本 剛	総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎
福 祉 部 次 長	小 山 寿 子	政 策 調 整 課 長	岡 田 健 太 郎
財 政 課 長	新 井 俊 洋	税 務 課 長	松 本 武 彦
福 祉 政 策 課 長	浦 達 三	環 境 整 備 課 長	松 村 豊 範
まちづくり 推 進 課 長	杵 本 幸 史	住 宅 課 長	森 川 泰 典
上 下 水 道 課 長	上 原 郁 夫	生 涯 学 習 課 長	小 槻 公 男

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得 高 根 亜 紀 主 事 平 井 貴 之

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（梅野美智代） おはようございます。本日、告示第21号をもって令和4年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和4年第1回臨時会は成立しましたので開会します。今、臨時会において飛沫感染防止のため、質疑答弁討論の際は着席での対応をお願いいたします。ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（梅野美智代） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 改めましておはようございます。本日、5月臨時会を招集致しましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

開会にあたりまして、まずは新型コロナウイルス感染症対策の現状についてお伝えいたします。5月9日現在、町内感染者の累計は973人で、うち今年に入ってから約4か月で784人と急上しておりました。現在は徐々に沈静化している状況でございます。ただ、ゴールデンウィーク明けの状況の変化につきましては、注視していく必要があると考えております。次に、3回目のコロナワクチンの接種状況でございます。4月24日時点における本町全ての年代の接種率は77.8%全国50.8%、奈良県65.8%になっています。さらに、65歳以上では96.0%、全国86.9%、奈良県88.5%と高く、県内で4番目、近隣では最も高くなっております。今後のコロナワクチン接種についてですが、4回目の追加接種は60歳以上または60歳未満で

基礎疾患をお持ちの方が対象となります。本町では、7月上旬からこれまで同様に豆山の郷での集団接種を実施する予定でございます。町といたしましては、今後も気を緩めることなく、町民の皆様の命を守る対策を講じてまいります。ご協力をいただけますよう、よろしくお願いたします。本日の5月、臨時会では議案第24号の1議案、承認第5号から承認第8号の4承認を提出させていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議いただきまして、御決定を賜りますことをお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅野美智代） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、10番、馬場千恵子議員、11番、岡田康則議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（梅野美智代） 日程第2 会期の決定を議題とします。

4月28日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、長谷川伸一議会運営委員長より会期等について報告を願います。

○13番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川委員長。

○13番（長谷川伸一） 4月28日、議会運営委員会を開会し、日程等を決定しましたのでその結果を報告いたします。

会期は、本日5月10日の1日といたします。

本日の議事日程は、議案第24号の1議案と承認第5号から第8号までの4承認を一括上程し逐条審議いたします。また、まほろば環境衛生組合議会議員の選出についても審議する予定をしております。以上で報告を終わります。

○議長（梅野美智代） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日1日限りといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時3分

再開 午前10時5分

○副議長(杵本光清) 再開いたします。

◎日程の追加

○副議長(杵本光清) ただいま梅野美智代議長より、一身上の都合により、本日付をもって議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職の件を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

なお、梅野議長におかれましては、地方自治法第117条の除斥の規程が適用されますので、あらかじめ退席をされております。

◎議長の辞職

○副議長（杵本光清） お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、梅野美智代議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、梅野美智代議員の議長の辞職の件は許可することに決定いたしました。

梅野美智代議員の入場を許可します。

（3番 梅野美智代 入場）

○副議長（杵本光清） 梅野美智代議員には議長の辞職が許可されたことをお伝えいたします。

議長退任のあいさつを登壇の上願います。

○3番（梅野美智代） 議長。

○副議長（杵本光清） 梅野議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 皆様議長を退任させていただくにあたり、一言御礼の御挨拶とさせていただきます。昨年5月に皆様のご推挙を受けて1期目の議員にもかかわらず、議長に就任させていただき、皆様のご支援と御協力があり、最後まで務めることができましたことを感謝申し上げます。至らない点多々あったかと思いますが、この経験を生かして、今後の議会につなげていければと思っております。コロナ禍で思うように進まないこともありましたが、今後、河合町のために皆様と共に頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。1年間皆さんありがとうございました。

◎日程の追加

○副議長（杵本光清） お諮りします。

ただいま、議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長の選挙

○副議長（杵本光清） 選挙の方法はどのような方法といたしましょうか。

○10番（馬場千恵子） はい。

○副議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 投票をお願いします。

○副議長（杵本光清） 投票との発言がございましたので、選挙の方法は投票によることといたします。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（杵本光清） ただいまの出席議員は13人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に長谷川伸一議員、大西孝幸議員を指名致します。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

○副議長（杵本光清） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布もれは、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（杵本光清） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○副議長（杵本光清） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番森光祐介議員から順次投票願います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○副議長（杵本光清） はい。

○2番（常盤繁範） 発言をお許しいただけますか。選挙の方法について確認したいんですけども。

○副議長（杵本光清） 選挙の方法についてですか。

○2番（常盤繁範） はい。

○副議長（杵本光清） 選挙が始まると発言ができません。

○2番（常盤繁範） はい、分かりました。立候補者が分からないんですけど。

○副議長（杵本光清） 関係ないです。

○2番（常盤繁範） よろしいんですか。

○副議長（杵本光清） はい。

投票もれはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（杵本光清） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

長谷川伸一議員、大西孝幸議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（杵本光清） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち谷本議員10票、西村議員2票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、谷本議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました谷本議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○副議長（杵本光清） それでは、谷本議員、議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○副議長（杵本光清） 谷本議員。

（新議長 谷本昌弘 登壇）

○議長（谷本昌弘） ただいま投票によりまして、議長という大役を仰せつかり大変に議長という責務の重大さをひしひしと感じておるところでございます。前回、梅野議長、議員1年生ながら務めていただき、議長という大役を無事務めていただきましたこと厚く御礼申し上げます。梅野議長におきましては1年間ありがとうございました。令和4年度河合町議会議長として、またこの1年間やっていくわけですが、端から見ておりまして河合町の議会、理事者ですね、非常にこの議会と理事者とのよく議会と理事、行政というものは車の両輪のようだというような表現がよくされます。車の両輪のようにスムーズに回っていけば、スムーズに行政も進みますが、ここんところ外から見ておりますと、非常にこのぎくしゃくしております。3年間のうちに議長裁決が2回もあるというような、あまり例を見ない結果が出ております。理事者側と議会側の話がうまくいっていない、風通しが非常に悪い証拠です。3年間のうちで2回も議長裁決という議長そのものが本当に苦渋の決断をされるわけですね。こういうことはあまり好ましくない。議案が練れておれば議長裁決にいたらず、それまでに綺麗に話は収まるものです。そういうふうな状態ですんで理事者そして議会、もっと風通しのいいようなそのような議会づくりを目指していきたいと、このように思っておりますので又議員皆様方のご協力、そしてまた理事者の皆さん方と議会と行政というかたちのスムーズに意見が通りますようにその様な議会づくりを目指しておりますので、ご支援ご協力賜りまして簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。

○副議長（杵本光清） 谷本議長、議長席にお着き願います。

（議長交代）

○議長（谷本昌弘） それではしばらく暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時21分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◎日程の追加

○議長（谷本昌弘） ただいま杵本光清副議長より、一身上の都合により、本日付をもって副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職の件を直ちに日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

なお、杵本光清副議長におかれましては、地方自治法第117条の除斥の規程が適用されますので、あらかじめ退席をされています。

◎副議長の辞職

○議長（谷本昌弘） お諮りします。地方自治法第108条の規定により、杵本光清議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、杵本光清議員の副議長辞職の件は許可することに決定しました。

杵本光清議員の入場を許可します。

（8番 杵本光清 入場）

○議長（谷本昌弘） 杵本光清議員には副議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

副議長退任のあいさつを登壇の上願います。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、杵本議員。

（8番 杵本光清 登壇）

○8番（杵本光清） 副議長退任にあたり一言、御礼を申し上げます。1年前に副議長としてご推挙いただきまして、1年間議長をただただ支えるその一心で過ごさせていただきました。

皆様のご協力、ご指導あつての1年間だったと思います。どうもありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

ただいま、副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（谷本昌弘） 選挙の方法は、どのような方法といたしましょうか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 投票をお願いします。

○議長（谷本昌弘） 投票との発言がございましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（谷本昌弘） ただいまの出席議員は13人です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に長谷川伸一議員、大西孝幸議員を指名致します。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

○議長（谷本昌弘） 念のため、申し上げます。

投票は単記無記名でお願いします。

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（谷本昌弘） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番森光祐介議員から順次投票願います。

それでは、投票をお願いします。

（投票）

○議長（谷本昌弘） 投票もれはありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

長谷川伸一議員、大西孝幸議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（谷本昌弘） それでは、選挙の結果を報告致します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち中山議員13票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.25票です。

したがって、中山議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました中山議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（谷本昌弘） 中山議員、副議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○副議長（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○副議長（中山義英） それでは、副議長就任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。先程、議長の方からもいろいろ議会と理事者側との関係も言われておりますが、一応今回、副議長の立候補のあたりまして、私の所信表明にも書いておりますが、やはり町会議員というのは個々の資質、品位の向上はもとより町政の監視役として議決責任、町民への説明責任を議会全体として果たしていかなければなりません。河合町が抱える課題は山積しております。更に令和4年度からは旧第三小学校の利活用から内水対策事業などの取り組みも本格的に進められ、これまで以上に議決機関としての議会機能の充実が求められます。一方で、地方議会のありかたが問われる中で、議会では現在議員定数や報酬、待遇の条例改正に向けた見直し検討も進められております。また、令和2年9月に制定されました議会基本条例の検証作業も残っております。私自身まだ議員になって4年目の新人議員ではありますが、やはり町民の方に信頼される議会、開かれた議会を目指しあくまで議長の補佐役として、時にはブレーキをかけることも必要かなど。そして、議会全体に気を配り、偏った議会運営にならないように議員各位の意見に耳を傾け、公平で民主的な議会運営を全力で全うしていきたいと考えております。また、理事者側とは適切な緊張関係を維持しながら、本庁発展のために全力を尽くしていく所存です。副議長になりましても、やはり議員として目指す目的というのは、河合町の発展のためということですので、もうここは理事者側と適度な緊張関係を持ちながら、常に目指すべき河合町発展のために協力していきたいと考えています。どうぞ皆さんお力を貸していただきますようによろしく願いいたします。

◎日程の追加

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

各常任委員会の委員の選任について議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員の選任についてを、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

◎各常任委員会の委員の選任

○議長（谷本昌弘） 追加日程第5、各常任委員会の委員の選任についてを議題とします。

各常任委員会の委員選任について、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時39分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

それでは指名を行います。

総務常任委員会の委員として、常盤繁範議員、坂本博道議員、杵本光清議員、西村潔議員、谷本昌弘議員、以上5名が総務常任委員会の委員といたします。

厚生常任委員会の委員として、森光祐介議員、梅野美智代議員、中山義英議員、馬場千恵子議員、以上4名。

経済建設常任委員会の委員として、佐藤利治議員、長谷川伸一議員、大西孝幸議員、岡田康則議員、以上4名。

ただいま指名しました方々を選任いたします。

次に、委員の選任が終わりましたので、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時48分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

ただいま、各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務常任委員会委員長に坂本議員、副委員長に常盤議員。

厚生常任委員会委員長に梅野議員、副委員長に馬場議員。

経済建設常任委員会委員長に佐藤議員、副委員長に長谷川議員。

以上方々が選任されました。

◎日程の追加

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任について議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任についてを、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（谷本昌弘） 追加日程第6、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会委員を発表いたします。

坂本議員、梅野議員、佐藤議員、馬場議員、長谷川議員、杵本議員、以上6名であります。

議会運営委員会の委員に指名されました方よろしく申し上げます。

次に、議会運営委員会の委員の委員長及び副委員長の互選をおこないますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時51分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

ただいま、選任されました議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告致します。
委員長に馬場議員、副委員長に長谷川議員の方々が選任されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続調査の件について議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎静香苑環境施設組合議会議員の選出

○議長（谷本昌弘） お諮りします。静香苑環境施設組合議会議員の選出についてを議題とし

ます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

よって、静香苑環境施設組合議会議員の選出についてを追加日程第8号として議題とすることに決定しました。追加日程第8号静香苑環境施設組合議会議員の選出についてを議題といたします。

一部事務組合の規約に基づき関係市町村議会の議員の中から選出する組合議会議員があるときは選挙をしなければなりません。この選挙の方法は、地方自治法第18条第2項の規定により、議長からの指名推薦により行いたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

静香苑環境施設組合議会の議員として佐藤利治議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました佐藤議員を当選人と決めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

よって、静香苑環境施設組合議会議員には、佐藤利治議員が当選されました。

静香苑環境施設組合議会議員に当選されました。佐藤利治議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

お諮りします。ごみ処理施策検討特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 異議なしと認めます。よって、ごみ処理施策検討特別委員会の委員の選任についてを追加日程第9号として議題とすることに決定しました。追加日程第9号、ごみ処理施策検討特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

この特別委員会につきましては、議長副議長除く議員11名での構成となります。現在2名の欠員となっておりますので、梅野美智代議員及び杵本光清議員をごみ処理施策検討特別委員会の委員にすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 異議なしと認めます。

よって、梅野美智代議員及び杵本光清議員をごみ処理施策検討特別委員会の委員にすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（谷本昌弘） 理事者の方より、議案第24号の1議案、承認第5号から承認第8号までの4承認について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） あらためまして、こんにちは。時間が過ぎておはようございますが、こんにちはになってしまいました、申し訳ありません。議案の説明に入ります前に、谷本議長、中山副議長ご就任おめでとうございませう。手厳しいご挨拶もありましたが開かれた町政、それから適確、迅速な課題解決に向け理事者も精一杯がんばりますので、今後ともご指導、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、令和4年5月臨時議会に上程させていただきました。議案第24号の1議案、承認第5号から承認第8号までの4承認。合計5案件につきまして、順次ご説明を申し上げます。

まず議案第24号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、住民負担の軽減や行政事務の効率化を図るため、押印等を求めている手続について見直しを行ったことでございますが、それに伴い新たに職員となった者が行うサービスの宣誓につきまして、宣誓書への押印を不要とするものでございます。なお、この条

例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、承認第5号 令和3年度河合町一般会計補正予算第14号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年3月31日に専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。それでは、順次ご説明を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、1ページ第1表のとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,440万円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を79億1,742万8,000円としたものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、3ページ上段をお願いいたします。翌年度に繰り越しして使用することのできる経費といたしまして、1事業を追加し合計1億5,451万円としたものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、3ページ中段をお願いいたします。5事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計6億4,531万円としたものでございます。今回の補正につきましてはまず1、新型コロナウイルス感染症対策基金への積み立て。2としまして、事業費確定に伴います財源振り替えを行ったものでございます。

それでは、歳出から順次ご説明をいたします。10ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費では、歳入歳出総額を同額にするための財源調整といたしまして、1,306万1,000円の増額。同じく項1総務管理、目30新型コロナウイルス感染症対策基金費では、コロナ感染症対策として受け付けましたふるさと納税寄附金を同基金に積み立てるものといたしまして、133万9,000円を増額したものでございます。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費では事業費確定に伴いまして、清掃工場整備費について財源振替を行ったものでございます。以降につきましても、各々の事業費確定に伴います財源振替となっております。款7土木費、項4都市計画費、目3公共下水道費同じく項5住宅費、目1住宅管理費につきましては、下水道整備費及び住宅整備につきまして、財源振替を行ったものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。款9教育費、項2小学校費、目1小学校管理費、同じく項3中学校費、目1中学校管理費、同じく次の項5社会教育費、目3文化財保護につきましては、小学校及び中学校整備等、小学校施設等、整備費や社会教育施設整備費についてそれぞれ財源振替を行ったものでございます。

次に歳入についてご説明をいたします。8ページにお戻り下さい。款16県支出金では、

史跡等整備活用補助金で50万円減額、款22町債が1,490万円増額したものでございます。
以上、歳入歳出1,440万円の増額補正となっております。

続きまして、承認第6号 令和4年度河合町一般会計補正予算第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月1日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

順にご説明をいたします。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、1ページ第1表のとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,064万円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を67億1,064万円としたものでございます。第2条地方債の補正につきましては、3ページをお願いいたします。1事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計2億6,550万円としたものでございます。

今回の補正はまず1として、国の子育て世帯に対する臨時特別給付金の増額。2といたしまして、旧第三小学校跡地利活用推進事業費を増額したものでございます。

それでは歳出から順次ご説明をいたします。10ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費、目3児童措置費では、対象者の拡大及び申請期間の延長等に伴いまして、子育て世帯臨時特別給付金事業費を300万円増額。款7土木費、項4土木計画費、目1都市計画総務費では、パブリックコメント等の意見反映によります、備蓄倉庫と整備に伴い、旧第3小学校跡地利活用推進事業を764万円増額したものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。8ページをお願いいたします。款15国庫支出金では、子育て世帯臨時特別給付金で300万円の増額。款19繰入金では歳入歳出総額を同額にするための財源調整といたしまして、14万円の増額。款22町債では旧第3小学校跡地利活用推進事業の財源といたしまして、750万円増額したものでございます。以上歳入歳出1,064万円の増額補正となっております。

次に承認第7号 河合町行政組織条例等の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。今回の補正は令和4年4月1日の組織改編及び人事異動に伴う改正で、第1条では河合町行政組織条例の一部を改正するもので、町長直轄の組織といたしましてファシリティマネジメント推進室を新設するための改正でございます。第2条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、次長級の職として新たに室長職を設けるための改正でございます。なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

承認第 8 号 河合町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。今回の改正につきましては地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴います改正でございます。主な改正内容といたしましては、固定資産税に関する改正でございます。第 73 条の 2、第 73 条の 3 のそれぞれ改正につきましては、固定資産課税台帳に記載されています。住所が明らかにされることにより、生命又は身体に被害を及ぼすおそれがあるなど、閲覧に供することは適当でないと認められる場合に、住所の削除や住所に代わるものとして、町長が適当と認める事項の記載などの措置を講じた者、またはその写しを閲覧に供することができることとしたものでございます。附則第 10 条の 2 の改正につきましては、公共下水道の施設を損傷する恐れのある工場等が設置した除外施設及び貯留機能を保全区域の指定を受けた都市に係る課税標準の特例割合をそれぞれ定めるものでございます。附則第 10 条の 3 の改正につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充に伴う改正でございます。附則第 12 条の改正につきましては、商業地等に係る負担調整措置による課税標準額の上昇率を令和 4 年度に限りまして、2.5%とするものでございます。

以上が主な改正でございます。なお、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、本議題に上程させていただきました、5 案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎議案第 24 号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第 3、議案第 24 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○6 番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、坂本議員。

○6 番（坂本博道） 宣誓書に関連して質問させていただきます。宣誓書の内容は、行政職員としての立ち位置を住民に対して宣誓し、明確にするため大変重要だと思います。特に条例

にある日本国憲法を尊重し、かつ擁護するという規定は、捺印を削除しても重要だと思えます。その上で研修の一環等で、日本国憲法について学ぶ場などは現在あるのでしょうか伺いたいと思えます。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 職員研修におきまして、日本国憲法の内容にだけに特化したような内容という検証をやっておりませんが、研修計画の中でですね、我々地方公務員が従事すべき内容であるとか、サービスに関するような研修というのは毎年実施しておるところでございます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今のご答弁について追加で質問させていただきたいんですけども、どのタイミングでその新規の職員に対してどのタイミングでまた河合町として決めているサービス規定、そういったものもあると思えます。そういったものに対しても、その一番最初の研修等で行われているのか。また、再度雇用される際にもしているのかどうか、この3点ですね。お伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 新規採用職員に関する研修ですが、研修計画というものでは、毎年5月から6月の間に行うこととしておるところでございます。ただ昨年につきましてはですね、ワクチン接種であるとか、実際にそういったコロナ関係の事務の都合で少し遅れが生じましたが、年度内には完了しておるところです。本年度も研修計画に基づき実施してまいります。その内容なんですけれども、サービスに関することに加えまして、例えば各課の主要事業であるとか、そういったことも幹部職員から直接研修をさせていただいております。そして、再任用職員にも同様の内容をしているのかということですが、実際にそういったサービス規程の内容とか、そういったことはしておりませんで、ただ再任用向けの研修としてまず再任用職員としての心構えですね。そういったことを研修をこれはもう河合町の中ではなくて、研修センターに出て行っていただいて研修を受講していただいているところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 追加で質問させていただきます。再任用の件なんですけれども、改めて確認したいんですけれども、例えば新任で大学卒業それなり高校卒業するなりで採用されました。25年30年という形でキャリアを積まれてます。その中でやはりなんと云えばいいんですかね、ぼやけてしまうところ、服務としてこういうものであるというものを忘れてしまっているとか、欠落してしまっているとか、そういったものはあると思うんですね。本来であれば一般企業ですとね、再任用をかける際に、新入社員と同様の形のものはある程度カルキュラムあてる形をとるんですよ。それがね一つのなんですかね、職員のレベルを維持するためのまた、経験のある職員さんが再任用することによって、改めて考え方としてリフレッシュされると、そういったものに対してですね、やはり強化すべきではないかと。私としては考えます。具体的に言えば、例えばですけれども、今後ですね。再任用される職員さんは増えてくると思うんですよ。そういった状況を考えますとしっかりとその再任用された後も、正職員と同様の形に今までされてきた職員と同じような形、そういった形の気持ちを持ってもらうためにもですね、しっかりとその研修等を行うべきだと思うんですけれども、ご検討いただけませんかでしょうか。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。あのね、質問に対する答え、挙手の上、発言して下さい。手だけ挙げてるようでは分らんわけです。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 再任用の研修というのが、その研修センターの方で行っておりますので、まずそういった内容をですね、ちょっと今手元では全て把握しておるわけではございませんので、まず内容を確認させていただきまして、議員ご発言のような内容も、もし欠落しておるようであればこういったご意見があったということでお伝えさせていただきたいと考えております。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行います、異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

これより議案第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第24号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、可決されました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 3月31日、専決されました。承認第5号令和3年度一般会計補正予算第14号について質問8点いたします。

質問1、歳入歳出それぞれ1,440万追加し、79億1,742万8,000円となっております。町の広報誌広報かわい5月号のページ7の財政状況令和3年度一般会計下半期3月末現在の記事内容によりますと、歳入歳出ともに79億5,448万2,000円と公表しています。この差額3,705万4,000円は何なのでしょう。令和3年度一般会計補正予算はこの14号が最終補正予算でしょうか。この違いをご説明願います。

質問2、ページ1の歳入について質問します。財源補正として、町債を1,490万円増となっております。1,490万円といっても、河合町の財政状況を考慮しますと、地方債はできる限り削減することが重要かと思えます。今までの補正予算の経緯から今年度の一般会計実質収支は、かなりの黒字が出るものと予測しています。なぜ一般財源から支出しないのですか、この理由をご説明ください。

質問3、ページ3の第3表、地方債補正について質問します。5項目の事業についての記

載となっております。これらの記載の金利の利率は幾らほどでしょうか。表では年8%以内となっておりますが、現在の市場金利では、この金利設定は非常に高いと思います。3%以内となっていると表記している自治体も多くあります。河合町はなぜ8%と表記していますかご説明ください。

質問4、3ページの第2表、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業8,202万3,000円ですが、これは補正予算第10号令和4年1月5日専決の臨時特別給付金事業総額2億5,756万と関連しています。給付対象世帯は2,340とのことでした。今回未給付の世帯は幾らでしょうか。また、令和4年度に繰越額の8,202万3,000円の中に給付事務費はいくら含まれていますか教えてください。

質問5、ページ8と9ページの町債について質問します。土木費節5、下水道整備事業債600万円についての質問です。下水道整備事業債ならば、なぜ下水道特別会計の中、会計上で記載しないのでしょうか。また、その他の清掃工場整備事業債130万円、住宅整備事業債540万、学校教育施設整備事業債170万等がありますが、これらは確かに一般会計に属する起債です。これらの起債に関して、後年度に交付税などの充当は何%あるのでしょうか。教えてください。また、それぞれの起債に関して償還期間の年数を教えてください。

質問6、令和3年5月臨時議会で上程された令和2年度一般会計補正予算第12号を読み直しますと、各部課の人件費の増減補正がありましたが、今回令和3年度人件費については昨年6月補正予算第3号の予算と変更がないということとして、理解してよろしいのでしょうか。その点確認願います。

質問7、令和3年度当初予算で予算措置していた産直市運営費200万円コロナ感染拡大で運営しなかったと記憶しています。200万円の減額補正はしないのでしょうか。昨年度は180万円減額しています。なぜ減額補正したりしなかったりするのでしょうか。教えてください。また、令和3年度はかなりの額の不用額が発生していると推測しております。同じくなぜ減額補正の会計処理はしないのか教えてください。

最後に質問8、総務管理費、目12、財政調整基金補正後の予算は4億5,010万7,000円となっております。3月末の基金の現在高、財源の年度間調整としての財政調整基金1億795万9,000円。減災基金町債の償還財源の確保と、負担の平準化を図るための減債基金は346万8,000円と広報河合5月号に記載されています。5月末の令和3年度の財政調整基金は約5億5,800万円になるかと思込めますが、この件に関して町の考え方を改めてお尋ねします。減災基金の積立をするか、違約金条項のない繰上償還する考えは全くなかったのでしょうか、

ないのでしょうか。その点御説明ください。以上8点質問させていただきますか。答弁よろしくをお願いします。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 挙手、名前大きい返事してくださいね。こないして見とったらどっちから手を挙げたかでは分からんから、挙手の上、大きい声でしてください。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） はい、お答えさせていただきます。歳入歳出の決算、歳入歳出の額でございますけども、広報かわいの金額とですね、差があるということでございますがちょっと今、手元に資料ございませんので、これは後ほどお答えさせていただきます。

2点目の質問としまして、今回の補正におきまして1,490万円の地方債の増額ということでございますけども、黒字が出る見込みの中で、なぜ一般財源でこの支出をしないのかということでございますけども、今後の財政運営としまして令和5年度から起債の公債費の償還が増額見込まれております。こういったことに備えるということが1点ございます。それとですね今回、主に奈良県市町村振興資金これを増額補正とさせていただいているわけでございますけども、今年度につきましては、奈良県の方から無利子で貸付を受けられるということがございまして今回、増額補正の対象としているというところでございます。

3つ目の質問としまして、3ページの地方債補正の表の中で年8%以内となっているというところでございますけれども、この利率の表記につきましては、これまでと同様にある程度幅広くとっているということで年8%以内とさせていただいているところでございますけれども議員指摘のとおりですね、現在の金利の状況などを踏まえまして今後、ここの表記について引下げを検討したいと考えております。

5つ目の質問でございますけれども、下水道整備事業債の発行を一般会計で行うということでございますけれども、これにつきましては、この資金は奈良県の市町村振興資金でございますけれども、奈良県と調整の上、一般会計の方で発行するというようにしているものでございます。あとですね、住宅の整備などその他の今回増額対象としておりますのは、奈良県市町村振興資金が主なものとなっておりますけれども、これについては交付税の措置というのはございません。また、償還年数につきましては、奈良県市町村振興資金につきましては、15年償還ということになっております。

8点目の質問としまして、財政調整基金これの残高が令和3年度末の見込みとして5億

5,800万円になるという見込みでございますけれども、これにつきまして減債基金に積立をするか、もしくは繰上償還をすることがないのかという質問でございますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、今後令和5年度以降の公債費の負担というのが増えるということが見込まれておりますので、繰上償還については実施ていうのが、しないということでございます、以上です。

○福祉政策課長（浦達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、古谷…。浦浦浦…浦さんどこにあんねん。ああごめんね。浦福祉政策課長。

○福祉政策課長（浦達三） はい、すみません、私の方からは④番の回答の方をさせていただきます。第2表の繰越明許の補正予算の中です、未支給世帯は何世帯かというお話でしたけれども、これにつきましては予算の段階ではですね、おおよそ2,340世帯という形で予算の段階では想定しておりましたが、実質的には2,340はあくまでも予算の段階でございますので、今現在申上げられることにつきましては昨日の段階です、申請者数は1,802世帯。何らかの申請をしていただいた方につきましては、1,802世帯というふうになっておりますので、未支給世帯という考え方は基本的ではないと考えております。それと事務費についてなんですけれども、令和4年度に繰越した分につきましては、1,512万3,000円でございます、以上です。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 私からは、人件費の補正に関するご質問につきまして答弁させていただきます。6月補正以降、補正がなかったのかというご質問でございますが昨年度、人事院勧告などによる人件費の変動がなかったため、例えばワクチン接種であるとか、コロナ関連の事業、そういった部分を除きまして人件費の補正というのは行ってないということになります。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 私の方からは、産直市に関してのご質問に対してお答えさせていただきます。令和2年度におきましては県の補助金をいただいておりますので補正で減額させていただきました、令和3年につきましては不用額という形で処理させていただきます。以上でございます。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 1番目の質問1についての3,705万の歳入については、後ほどにご説明いただくということですが、この議会中にいただけますか。その点確認をお願いします。

それと、今回1,490万円の町債があつて奈良県主に都道府県の貸出があるということだと思います。昨年度を見ますと、0.1%で県からの貸出、貸付を利用しているということは分かっております。今回、再度確認します。これらの補正の1,400何万円は全事業、全部県の貸出によるものか、金利は今言われたように無利子ということでそれだけ再確認をお願いします。

次に、もう一度5番目の質問の下水道事業については、これはもう一度下水道特別会計上で起債することは無理なのかそうなると、これは無利子ということでそっちのが得だということなのか、その点確認教えてください。今回、全てのが起債償還期間は15年ローンになっておるのか、その点確認をお願いします。

次に、人件費についてお尋ねします。今、小野次長のご説明であると全く補正しなくてよかったということになっておりますので、当初予算約...退職手当組合負担金も含めて16億ちょっとなつとつたと思うんですけど、その金額に大体おさまるといふことで理解してよろしいのでしょうか、教えてください。

産直市については、奈良県の補助金に昨年は借入れたということになっているが、なぜ今回はこの財源は別にして、補正は減額補正がされないのかまだ理解できませんので、再度詳しくわかりやすくご説明願います。以上質問します。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 1点目の質問の広報かわいの資料、広報かわいの歳入歳出の額との差額でございますけれども、ちょっと今手元に資料がございませんので、ちょっと確認しないとですね、その辺のことがわかりませんので、ちょっと時間的なものも、ちょっと今のお答えというのは難しいので、これについてはちょっとまた調べた上で改めてお答えをさせていただきますというふうに考えております。

次のですね今回、地方債補正の増額1,490万円全てが県の市町村振興資金なのかということでございますけれどもこの1,490万円のうち奈良県市町村振興資金につきましては1,440万

円となっております。残り50万円につきましては、社会教育施設整備事業債の中でですね。50万円につきましては、また別の一般補助施設等整備事業債というものをこの50万円を充当するという事になっております。この一般補助施設整備事業債につきましては、ごめんなさいこの奈良県市町村振興資金につきましては、おっしゃられるとおり、全て無利子ということになっております。

次の質問としまして、下水道整備事業債の下水道特会で借入れできないかということがございますけれども、実際に下水道特会で借入れができるかどうかということがちょっと今把握できていませんけれども、奈良県との調整の結果ですね、一般会計で借入れをするということになったものでございます。また、奈良県市町村振興資金の償還については、全て15年の償還ということになっております。以上です。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 人件費に関しましてお答えいたします。退職手当組合負担金も含めましてですね、そういった予算の範囲内で人件費がおさまる見込みとなっております、幾らか不用額も生じる見込みでございます。ただ、この場で具体的なそういう決算の数字をお示しすることができませんので、決算案につきましては、決算審査における監査委員の意見もいただきながら、議会に提出させていただきまして、不用額として明らかにさせていただきたいと考えております。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 産直市に関してでございますが、この事業に関しましては令和2年、3年と中止になっておりました。今後におきましては事業が中止になった場合におきましては減額補正の方をさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは11ページの新型コロナウイルスの感染症対策の基金についてお伺いします。今回133万9,000円の積立てということですがけれども、その積立ての総額は幾らになるのか、それとその内訳は今ふるさと納税ということですがけれども、納税も寄付ですがけれども、寄付とか議員からの基金に入れたものもありますので、それぞれその内訳がい

くらになるのか教えてください。そして、この基金どのように今後運用するつもりなのかあわせてお願いいたします。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） コロナ基金でございます。令和2年度の残高が1,058万1,206円で、それに今回134万円を加算いたしまして、現時点の残高で1,192万1,206円となっております。で、議員さんからご寄附いただいた分につきましては、令和2年度の1,058万1,000円の中に含まれてございます。それと使途につきましては、今現在では明確にこの事業に使うということは考えておりませんで、今後いろんな変異株が出てきたときに重症化するような変異株があらわれてですね、住民の皆様の生命身体、それに緊急対応を迫られるような事態が生じましたら、使用していきたいなど。不測の事態に備えて使用していきたいと考えております。以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 今回の133万9,000円まあ134万とおっしゃいましたけれども、それはふるさと納税の分ということでしょうけれども、今まででもふるさと納税というかたちで積立てられた分もあると思いますが、先程お伺いしたのはそれぞれのところで幾らぐらい金額的にあるのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） ふるさと納税ですが、令和3年度を説明させていただきますと、さとふるへの寄附ということで、2,168万7,000円ございました。さとふる以外からの寄付で170万9,122円。その合計といたしまして、2,339万6,122円のふるさと納税がございました。そのうち、133万9,000円が新型コロナウイルス対策で使ってくださいということで使途を指定されましたので、その分について今回基金に積立てさせていただいたという状況でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 細かいところでちょっとお伺いしたいんですけども、以前にですね、森嶋部長にお伺いします。前任の企画部長さんのご答弁の中で、この対策基金どういった形で

使い道を考えていらっしゃるかというところで質疑をさせていただいた事がございます。その際には、学校の給食の寄附ですとか、そういったものに対して、感染予防につながるかたちのもので考えていきたいとは思ってますというご答弁あったんですよ。それに対して今年度においては、今のところちょっと具体的な内容は決めておりませんというかたちでご答弁いただいています。そこで確認したいんですけども、では以前前任の企画部長がご答弁された内容というのは、白紙になったということによろしいんですかね。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） コロナウイルスいろんなへ変異株が出ておりまして、その時々でいろんな対応が迫られてきております。そういうことから、前回そういうお答えをしたかもしませんが、現時点では重症化するような変異株が出たときに対応していきたいなというふうに考えております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、企画部長にもう一度お伺いいたします。この対策基金というのはですね、ある程度の要件は定められているはずなんですよ。使い道としてですね。ご答弁の内容というのは理解できるんですけども、私たちはもう少し積極的に活用すべきではないかな、例えばですけども、以前質疑をさせていただいたことはあると思うのですが、感染になりましたね、陽性反応になりますと隔離というかたちになります。その方々がですね、現状においてはですね、コンビニ等でしゃべらないかたちで買い出ししてもいいですよという市町村自治体もあります。しかしながら、基本的には外部の人間との接触を避けるような形で様子を見て下さいねというかたちになりますね。例えばですけども、その中で中等症もしくは重症化そうした方々が例えば、独居で暮らすとか、一人暮らし言えばですね、そういった方に対してですね、例えば、必要とされる必需品、もしくは食べ物ですね、そういったものをですね配達してもらうかたちの部分で、誰にも頼めないそういったものに対してですね、緊急的に補助してあげるとか、町内の町民のそういう方を対象としてとか、そういった形のプランニングはすぐにやれという話ではなくてですね、やはり考えるべきだと思いますよ。御検討いただけませんかでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） ただいま御提案いただきました。件につきましても、いろんな場面
いろんな変異株の特性を踏まえながら考えてまいりたいと思います。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、それでは4点質問させていただきます。先ほどの答弁も踏ま
えて質問したいと思います。第1番目に議案3ページの繰越明許費の住民税非課税世帯への
特別給付の関係ですが、今の実施状況につきまして、先ほど申請数は1802と言われましたけ
ども、もともと通知を送った件数というのは何件になっているのでしょうか。それと申請数
1802のうちいわゆる非課税世帯分、また家計急変分その状況分かれば教えてください。それ
と同時に今後いつまで、これについては継続しながらかつ住民の皆さんにはどのように引き
続き徹底するのか、それについても教えていただきたいと思います。

2番目に議案5ページの県補助金で施設等整備活用補助金が予算では81万円でしたが、50
万円減額されているというのはなぜでしょうか。対象事業費が縮小されたわけではないので
しょうか。

第3に財政調整基金の基金の関係について伺います。今回の補正を行った上で、全体と予
算の枠としていくらになるかについては、先ほど5,580万円になるように答弁されておられ
ますがもう一つ、コロナの基金について先ほどふるさと納税分をここへ積上げるという説明
されたんですけども、今回歳入分のところで寄附等はないので、そういう点での全体の財源
調整の上での残った分の一部を振り分けたのではないかと思っていたのですが、それについ
てはどういうふうにご理解したらいいのでしょうか。

それから第4番目に財源補正全体として地方債を増やしているということについて、改め
て確認伺いたいと思います。一つは今回の先ほど質問もありましたが、もう一回であれです
けれども、1,490万円地方債というのは、全て奈良県の振興資金というかその分になるとい
うことでもう一度確認したいと思います。それから同時にそういう意味で言うたら15年間と
いうことですけども、借金そのものについてはやはり増えるということでは先ほど何のために
言うた時に、一応今後の公債費が増額することに備えるということでしたけども、一方で借
金を増やすということになるんですが、その辺については起債をする際の判断の中には入っ
ていないのでしょうかというのを伺いたいと思います。以上、4点です。

○福祉政策課長（浦達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦福祉政策課長。

○福祉政策課長（浦達三） はい、私の方からですね、①番の質問にありましたようにですね、今回の世帯給付金の件についてなんですけども、通知の件数につきましては当初1,891件ということで予定してたんですけども、実際送る際にはですね、死亡等もありましたので、1,887世帯に対して送付をさせていただいております。それとですね、先ほど1,802件の世帯の方がですね、何らかの手续をしていただいたというところなんですけど、そのうち家計急変世帯については一応5件というかたちになりますので、非課税世帯に対しては1,797。家計急変に際しては5件、合計1,802世帯というかたちになっております。この事業につきましてはですね、9月末までが事業というかたちになっております。ただし、プッシュ型といわれる非課税世帯の当初こちらの方で調べさせていただいた非課税世帯の方に関しては、一応5月16日までが申請期限となっております。その他、家計急変世帯に関しましては9月末までが事業という形にはなっております。それと広報等についてなんですけども、広報につきましてはですね、2月広報それと3月広報、5月広報というかたちで3回広報させていただいたのと、それとあと当初、申請書送らせていただいている方ですね、申請がなかった方につきましては3月とそれと4月ですね、2回の方を案内通知させていただいております、以上です。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻生涯課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私の方からは、5ページの県支出金50万円の減額の部分についてお答えをさせていただきます。この部分につきましては、史跡大塚山古墳群買上げ事業に係ります、奈良県の補助金の分でございますけれども、この奈良県の方はこの事業につきましては、2つの種類の補助事業があります。そのうち一つは、文化庁の国の補助金に伴うものなんですけども、もう一方の史跡等整備活用補助金これにつきましては、事業年度ごとに各奈良県下で同種の事業市町村で行うものについて、県の判断で最終的に調整されて額が決定してくるものがございます。それで令和3年の場合は50万円の減額というふうになりました以上です。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） コロナウイルスの基金でございます。ふるさと納税の額が先ほど申しました。2,339万6,122円確定をいたしました。そのうち、コロナ対策に使っていただきました

いというものが133万9,000円ございましたので、それを基金に積立てたと、こういう事でございます。以上です。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） はい、地方債の増額1,490万円でございますけども、この内訳としましては先ほど申上げましたように、1,440万円が奈良県市町村振興資金の借入れ50万円がその以外の一般補助施設等整備事業債というものを借入れるものでございます。また、地方債の発行によって借金が増えるという話でございますけれども、令和5年度の公債費の増額に備えて発行も行っているということで、先ほどお答えさせていただいたところでございすけれども、今後、地方債の残高こういったものにつきましても、財政収支の状況というのを見ながらですね。こういった地方債の発行、また、すぐにはいかない難しいかと思ひますけれども、繰上償還といったことも検討の一つとしてあるというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 初めに非課税世帯への特別給付金の件ですが、件数が先程聞いたら送ったそのものが1,891ということでしたら、現在1,802ちょっと5件だけ家計救済ありますけども、それでいうたらかなりの分が来ているというのは認識できるんですが、ただもともとが確かに2,100世帯という非課税世帯を計上していることがちょっと違い過ぎるんじゃないかなと思ひますが、今後も近々、また新たな支援給付が出てくるかもしれないですけども、そういう意味で対象者がそれほど違ったのは、どのように考えているんでしょうか。それから、次にさっきのコロナ基金への財源を繰替えですが、今回の補正予算の歳入部分として、歳入部分としては全部で結局起債で1,190万増えて国県支出金は50万減って、その差が1,440万円だと、それを財政調整金とコロナ分けたように見えるんですが、ふるさと納税の分がここに入っているんだというのはちょっと見えにくいんですが、それはどのように理解したらいいんでしょうか。それからそうですねその件について、ちょっともう一度伺いたいと思ひます。

○福祉政策課長（浦達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦福祉政策課長。

○福祉政策課長（浦達三） 私の方からですね。当初2,100件ということで、当初予算は組んで任せていただいていたんですけど、実際1,891ということで乖離があったというところなん

ですけど、これは実際にはですね、非課税世帯の中でも例えば単身赴任で東京とか大阪に家族が住んでいる場合については条件がありまして、課税世帯の方に扶養されていないというのが条件になってきますので、そういったところも含めてですね、こういった乖離の方が出たのかなと思います。あくまでも予算ですので、かつかつに当然予算の方は請求できませんので、そういったところも含めてですね。ある程度幅を見て予算要求させていただいたところもございませぬ、以上です。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） コロナ基金の133万9,000円歳出ございませぬが、これは基金に積立てたということで、起債の1,440万円とはまた全然関係がないといひませぬか、それとは別の次元で財源を基金に積立てたというだけのことでございませぬ。

○6番（坂本博道） ちょっと分かりにくいんじゆすが、1回だけよろしいじゆすか。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでただ起債した分が1,490万円というのが新たな起債で歳入、それで減って、国庫支出金県の支出金が50万円減っておるとその差を結局普通でしたら調整基金に全部積んだりする場合が大半だと思ひんじゆすが、今回それをコロナと分けていひるわけなので、そのコロナ寄付金の分がそれに入れてますといひるのは、全然歳入部分に出てこないといひるか。元々どこにあつた、寄附金として大体あると思ひんじゆすが、それが見えてこないのじゆす、今聞ひていひるんじゆすけれども、もう一回わかるように説明してもらえませぬか。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） すいませぬ、まずコロナの寄付金、ふるさと納税の寄附金もそうじゆすけれども、歳入の寄附金といひるところの方に実際の実績として入っていひくような形になります。今回の補正予算といひることで、あくまでも予算につきまして、そのうち133万9,000円を今回コロナの基金に積立てるといひることで、歳出で積立金といひる形で計上させていただいていひます。実際に実績として今言ひていひる部分の数字といひるのは上がってくるんじゆすけれども、今回の予算としては今おっしやっただいひる部分の数字としては上がってこないといひる形になっておひります。

○議長（谷本昌弘） 他にございませぬか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行います、異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 討論、はい坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。財政健全化のためにも予算をしっかりと立て、そしてまた財政運営をすることが一層重要とっております。今回の補正予算は、いわば借金を増やしてそれを貯金に回すというところにポイントがあると思います。現在、財政問題でも借金をどう減らすかというのは大きな課題です。それだけに、基本的には借金を増やさない財政運営が必要ではないでしょうか。また、将来交付税歳入等今回は奈良県の費用だということでもありますけども、交付税歳入等一部が戻ってくる場合もありますけども、しかし、コロナ後の地方財政計画等でこの交付税の国の締めつけが一層強まることも予想されます。当然、地方債無しで運営はできませんが、一層慎重に進める必要があると思います。その点で今回の補正は、当初予算で一般財源としていたものを地方債に変えて、いわば借金を増やすというものであり、現時点での財政運営としては認めがたく、今回の補正の予算の専決処分については不承認としたいと思います。

○議長（谷本昌弘） これより承認第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数でございます。

着席してください。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）は、承認することに決定いたしました。

暫時休憩します。10分ほど休憩します。

休憩 午前12時40分

休憩 午前12時50分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 続きまして、日程第5、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度河合町一般会計補正予算）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 議案10ページの子育て世代臨時特別事業について2点質問します。第1に今回の補正理由が対象拡大、そして申請期間延長ということでしたが、当初予算の児童措置費の項にはなかった予算であり、そういう意味では新規事業といえるのでしょうか。そうであれば、令和3年度に実施した所得制限あり、またその後の所得制限対象者への特別給付として実施した臨時特別給付事業との関係はどうなるのでしょうか。

第2に令和3年度の子育て世代臨時特別給付事業は、対象者に対してどこまで実施されているのでしょうか2点伺います。

○福祉部次長（小山寿子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 子育て世帯臨時特別給付金についての対象者拡大ということですが、けれども、新たに対象者の枠として支援給付金という枠が入ってきました。既に支給が進んでいる子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない方に支給するものということで、対象者が過去になかった部分で増えてきましたということで、対象者が微増しましたことと、それにより支援期間の延長ということで、過去の申請期間は令和4年3月31日でしたが、令和4年4月末ということになりました。令和3年度の臨時特別給付金の部分は、令和3年度で全て残予算0になりました。ですので、令和4年度予算として事業継続が必要になったために、新たに新規予算として挙げさせていただきました。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 令和3年度分の実施状況については、結局対象者に対してどこまでかということはどう確認したいんですが、その上で全てが100%ということではなかったとい

うふうには聞いております。中にはいろいろ事情もあると思いますが、ただし本当に複合的な事情で申請に至っていない方もおられるかと思しますので、そういう点では何とか今後とも丁寧に寄り添った形で支給できるように状況把握を含めて進めていっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○福祉部次長（小山寿子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 子育て世帯への臨時特別給付金の支払い済み人数と申しますのは、1,873人で臨時特別給付金の枠を超えた分の方が208名ということで、既に支払い済みは2,081名の方に支払いの方は終わっております。で実際のところ申請部分というのもございまして、新たな対象者については把握済み分については全数の方を申請の方受けたと思っておりますが、必要な支援が必要な方に届けられますように、インフォメーションの文書や申請における記載の工夫を今後も行っていく、より良い子育て支援の窓口でありたいと考えております。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行います、異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

これより承認第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

着席してください。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度河合町一般会計補正予算）は、承認することに決定いたしました。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第6、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（河合町行政組織条例等の一部改正）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 承認第7号について質問させていただきます。1点でございます。今回、令和4年4月1日より5つの部以外に新たにファシリティマネジメント推進室が設置されましたが、令和2年7月1日にファシリティマネジメント推進室が設置。令和3年4月に総務部の中に新しく管財課ができ、ファシリティマネジメント推進係が設置されました。また、同年令和3年12月に旧第3小学校を利活用検討及び公共施設再配置計画推進室が年度中ですが、設置されました。これらの組織変更の経緯を見ますと、何か言葉が悪いんですが、一本筋が通ってないようで場当たりの行政運営かと思えます。令和3年の4月に今回の組織編成を実施しておれば、旧第3小学校の利活用が1年でも早く実現できたのではないのでしょうか。その点について経緯について、行政組織変更について私達に分かりやすくご説明ください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） ファシリティマネジメントの担当につきましては、議員ご発言のとおり、最初職員のプロジェクトチームによるファシリティマネジメント推進室より発足してきたという経緯がございます。それが管財課で担当させていただきました、昨年12月に旧第3小学校跡地利活用検討及び公共施設再配置計画推進室を設置してファシリティマネジメントを強く推進させるために次長職を統括に据えて課相当として新設させていただきました。その後の経緯といたしましては、本年度の組織の形を議論する中でですね、専念できる体制が必要であるということ、そして取扱うものがファシリティマネジメントということで部の枠にとられない業務遂行といったものが必要ではないかという議論の中でそれらを踏まえ、町長直轄の組織としてこの4月に新設させていただいたという経緯になっております。

○議長（谷本昌弘） 他はございませんか。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 小野次長答弁ありがとうございました。清原町長、任命権者としての町長のご見解をもう一度ご説明ください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今あの次長の方でも説明していただきましたけども、中央体育館それから中央公民館につきましては、以前より最新の耐震の対応が出来てないということで、町民の皆さん方の命を守るってことで、早く移転させる必要がございます。今までいろんな面で工夫してやってまいりましたけども、専念、スピードを少しでも上げるために専念させるとかそれからいろんな関係で横断的な取り組みが必要になってまいります。それで、本年4月から独立というかそういう専門の室にさせていただきました。そういうことから、しっかりというか、今議員おっしゃったように少しでも早く3小の方に移転出来るように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行います、異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

これより承認第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

着席してください。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（河合町行政組織条例等の一部改正）は、承認することに決定いたしました。

◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第7、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（河合町

税条例の一部改正)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○5番(中山義英) 議長。

○議長(谷本昌弘) 中山議員。

○5番(中山義英) 今回のこの税条例の改正、これで第12条にかかわる話なんですけれども、
税収として幾らか河合町影響を受けますか。受けたら、どれくらいかわかる範囲でお
答えください。

○税務課長(松本武彦) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) 松本税務課長。

○税務課長(松本武彦) 附則第12条の影響についてということでございますけども、こちら
につきましては商業地にかかる負担調整措置の上限幅を通常であれば最高5%というところ
を今年度令和4年度に限り2.5%とするものでございます。その町税への影響でございま
すが、こちら河合町におきましては地価の下落傾向にあるというところから上昇するという
商業地は該当ございませんので、影響額は0ということになります。

○議長(谷本昌弘) 他にございませんか。

○7番(長谷川伸一) 議長。

○議長(谷本昌弘) 長谷川議員。

○7番(長谷川伸一) 附則第10条についてお尋ねします。再度担当の方からご説明ください。
文書を読みますと熱損失防止改修住宅を熱損失防止改修などと住宅と、いうふうになどが入
ってますけど、このなどとはどのようなものか具体的にご説明ください。

○税務課長(松本武彦) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) 松本税務課長。

○税務課長(松本武彦) はいこちらでございしますが、この等というところには太陽光発電で
あったり、効率性の高い給湯器といったものが含まれることになりました。省エネ改修だけ
ではなく、それにプラスしてそういったものも改修することで、この補助の対象になるとい
うものでございます。

○議長(谷本昌弘) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(谷本昌弘) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行います、異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 異議なしと認めます。

これより承認第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

着席してください。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(河合町税条例の一部改正)は、承認することに決定いたしました。

◎まほろば環境衛生組合議会議員の選出について

○議長(谷本昌弘) 日程第8、まほろば環境衛生組合議会議員の選出についてを議題といたします。

一部事務組合の規約に基づき、関係市町村議会議員の中から選出する組合議会の議員があるときは選挙をしなければなりません。この選挙の方法は、地方自治法第18条第2項の規定による議長からの指名推選により行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたします。

まほろば環境衛生組合議会議員として大西孝幸議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました大西孝幸議員を当選人と決めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 異議なしとの答えです。

よって、まほろば環境衛生組合議会議員には、大西孝幸議員が当選されました。

まほろば環境衛生組合議会議員の議員に当選されました。大西孝幸議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

◎閉会の宣告

○議長（谷本昌弘） 以上で、今期臨時議会に付議されました案件すべて議了いたしました。
令和4年第1回臨時議会は閉会いたします。

閉会 午後 1時7分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

前 議 長 梅 野 美智代

前 副 議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 馬 場 千恵子

署 名 議 員 岡 田 康 則